



宮 監 公 表 第 7 号
令和 3 年 3 月 1 日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河 野 まつ子
荒 木 敏
上 野 悦男
嶋 田 喜代子



定期監査措置状況の公表について

令和 2 年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
観光商工部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和2年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和2年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：観光商工部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
【指摘事項】 (観光戦略課) ①令和元年度の白浜海水浴場施設整備工事（台風養生工事）1回目に係る検査検収（検査日：令和元年8月8日）について、工事完成届に添付された工事写真に同工事2回目の写真が使用されていた。 【工期】 白浜海水浴場施設整備工事（台風養生工事）1回目：令和元年8月2日～8日 白浜海水浴場施設整備工事（台風養生工事）2回目：令和元年8月15日～23日 ②令和元年度の指定管理について、次のような不備があった。 ア 毎年度終了後に提出すべき事業報告書について、業務報告書で代用し提出されていた。そのため、業務仕様書において報告すべき事項が記載されていなかった。（前回定期監査で指導） ・道の駅フェニックス・・・維持管理業務の実施日一覧、植栽管理業務の概要、指定管理業務に係る貸借対照表、自主事業に関する報告書の記載なし イ 事業報告書及び決算書について、文書規程に定められた収受登録が行われていないため、基本協定書に定められた期限内又は速やかに提出されたかが確認できないものがあった。また、供覧がされていないため、内容の確認や精査が行われているかが確認できないものがあった。（前回定期監査で指導）	指摘事項等は、内部統制制度におけるリスク対応策を徹底することで防げる事案である。部長が講師となって部内全職員を対象とした研修を実施し、不適切な事務処理を行わないための意識改革や各課におけるチェック体制、事務処理方法や情報共有等をあらためて徹底した。 なお、現在の措置状況は以下のとおりである。 ①今後は、相手方から提出される書類の確認を十分に行い、事務執行を慎重に行う。 ② ア これまで使用していた事業報告書を、基本協定書や業務仕様書に定めのある事項を記入できるように修正するように、指定管理者に対して指導した。 イ 「宮崎市文書規程」に定められた収受登録について、再確認を行った。今後は、文書を収受した際、収受登録、供覧を速やかに行い、内容の確認や精査を行う。

- ・ R1 事業計画書・・・青島ビーチセンター(文書受付印・供覧なし)
- ・ R1 事業報告書・・・道の駅フェニックス(文書受付印・供覧なし)
- ・ H30 決算書・・・青島ビーチセンター(文書受付印・供覧なし)
- ・ R1 決算書・・・道の駅フェニックス(文書受付印・供覧なし)

③令和元年度の次長級(商工戦略局長)の旅行命令について、副市長の専決であるにもかかわらず、副市長の決裁がなかった(2件)。

④令和元年度の道の駅フェニックスにおける行政財産目的外使用料について、道路占用料条例により「占用物件の面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算する」と規定されているにもかかわらず、切り上げて算定し徴収していた。

・ 駐車スペース $2.43\text{m} \times 4.48\text{m} = 10.8864\text{m}^2$

【正】10.88 m^2 【誤】10.89 m^2

・ 使用料金

【正】4,164 円 【誤】4,166 円

(スポーツランド推進課)

①令和元年度の消耗品(フラットファイル)購入について、発注後に執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書を起案・決裁し、執行していた。

②令和元年度東京2020オリンピック聖火リレー観覧者等輸送業務委託に係る契約保証金について、免除事由として受託者が提出する委託業務・工事履行届は、過去2カ年の間に委託業務・工事を完了したものを記載すべきところ、過去2カ年より前に完了した案件が記載されたものを受理し、免除理由を確認しないまま契約保証金を免除していた。

③令和元年度の行政財産目的外使用許可等に係る事務処理について、次のような不備があった。

ア 電気通信事業施設等に係る使用料について、道路占用料条例により「占用物件の面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算する」と規定されているにもかかわらず、従前の例により、1平方メートル未満の端

③職員間で「宮崎市事務決裁規程」の確認を徹底した。今後も、規程に基づき確認を徹底していく。

④「宮崎市行政財産使用料条例」と「宮崎市道路占用料条例」を確認して、過誤納額2円について、相手方へ還付した。今後は、その都度関係条例を確認し、再発防止に努める。

①今後の事務処理にあたっては、消耗品等発注における事務処理の流れを再度課内で共有し、再発防止に努める。

②今後の事務処理にあたっては、免除理由の確認を徹底するとともに、複数の職員によるチェック体制を強化し、再発防止に努める。

③法改正に伴う条例改正に関する情報を関係各課から取得すると共に、今後の算定にあたっては誤りがないか多重チェックし確認する。

ア 正しい算定方法で算定し直し、算定誤りであったことを相手方に連絡し、還付手続き中。

数を1平方メートルとして算定し徴収していた。

	種類	正		誤		差額 (円)
		面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	金額(円)	
1	電気通信事業施設 (移動通信用小型無線基地局)	12.96	5,054	13	5,070	16
2	特別高圧送電線路鉄塔1基	252.06	327,678	253	328,900	1,222
3	PHS基地局設置	0.23	100	1	390	290
4	電柱(携帯電話無線基地局)	2.25	2,925	3	3,900	975
5	ロックアイス等販売	0.61	2,226	1	3,650	1,424

イ 生目の杜運動公園の携帯電話基地局に係る使用料について、コンクリート柱2本の面積はそれぞれ6.213㎡、4㎡であるにもかかわらず、1本11㎡を2本として算定していた。

また、面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算するとされているにもかかわらず、従前の例により、1平方メートル未満の端数を1平方メートルとして算定し徴収していた。

【正】 $(1,300 \text{ 円} \times 6.21 \text{ ㎡} \times 1 \text{ 本} \times 0.3) + (1,300 \text{ 円} \times 4 \text{ ㎡} \times 1 \text{ 本} \times 0.3) = 3,981 \text{ 円}$

【誤】 $1,300 \text{ 円} \times 11 \text{ ㎡} \times 2 \text{ 本} \times 0.3 = 8,580 \text{ 円}$

ウ 加納スポーツセンターの支線に係る使用料について、占用料の総額が100円に満たないときは、100円とするとされているにもかかわらず、総額ではない金額を100円として算定し徴収していた。

支線 【正】 $30 \text{ 円} \times 1 \text{ 本} = 30 \text{ 円}$

【誤】 $30 \text{ 円} \times 1 \text{ 本} = 30 \text{ 円} \rightarrow 100 \text{ 円}$

合計金額 【正】1,193円 【誤】1,263円

エ 使用料の減免について、公有財産規則第24条の2に基づく行政財産目的外使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、免除していた(5件)。

オ 自動販売機に係る行政財産目的外使用許可について、添付されたカタログ等からは申請書に記載された使用面積が確認できないにもかかわらず、そのまま受理し同申請書に記載された使用面積で許可していたものや、使用面積が確認できる添付書類がないまま受理し許可しているものがあつた(20件)。

また、申請書が未記入のまま受理し、許可しているものがあつた(2件)。

(商業労政課)

①令和元年度の地域ブランド成長促進支援事業補助金について、補助金等交付申請書に添付すべき補助対象経費に係る見積書の写し又は内容が分かるものが一部提出されていないにもかかわらず、精査することな

イ 正しい算定方法で算定し直し、算定誤りであったことを相手方に連絡し、手続きが完了し次第、還付予定。

ウ 正しい算定方法で算定し直し、算定誤りであったことを相手方に連絡し、手続きが完了し次第、還付予定。

エ 今後の手続きについて、減免申請書の提出を徹底させる。

オ 今後の申請について、申請内容に疑義がある場合は相手方に確認するなどし、必要に応じ追加の資料の提出などを求める。

①要綱で定められた添付書類の提出確認を徹底するため、審査・決裁時において添付・確認漏れが無いように、見積書等根拠書類添付の有無

く受理し、交付決定していた（2件）。

②令和元年度のまちなか商業業務集積推進事業（空き店舗対策助成金）について、交付申請書兼実績報告書に添付すべき補助金の対象期間における建物等賃借経費の納付を証する書類（領収証や振込を証する書類）が一部提出されていないにもかかわらず、精査することなく受理し、交付（確定）決定していた（2件）。

③令和元年度の青少年プラザ体育館に設置された飲料水自動販売機に係る行政財産目的外使用許可について、部長の専決であるにもかかわらず、部長の決裁がなかった。

（工業政策課）

①令和元年度外国人IT技術者採用企業向けセミナー業務委託（契約額：996,919円）に係る契約保証金について、免除事由として受託者が提出する委託業務・工事履行届は、過去2カ年の間に委託業務・工事を完了したものを記載すべきところ、履行届提出日（令和2年1月22日）時点で完了していない案件が記載されたものを受理し、免除事由を確認しないまま契約保証金を免除していた。

②令和元年度日経テレコンピューティング情報サービス使用料（執行伺額：168,000円）について、次のような不備があった。

ア 契約保証金について、免除事由として受託者が提出する委託業務・工事履行届は、契約案件と同種で、請負金額の9割程度の額以上の実績を2件以上記載すべきところ、9割に満たない契約案件が記載されたものを受理し、免除理由を確認しないまま契約保証金を免除していた。

イ 予定価格について、単価契約（月額使用料及び利用情報毎の単価）であることから、業務単価で設定すべきところ、総額で設定され比較できないものとなっていた。

③令和元年度のテクノリサーチパーク交流センターの

を記載したチェック表を作成した。今後は、補助金交付要綱等を確認し、慎重に事務を行う。

②補助経費に関する根拠資料については、当該月の確認漏れが無いように、現在使用しているチェック表等を、支払う月と請求されている月が一致していることが確認できる内容とした。今後は、補助金交付要綱等を確認し、慎重に事務を行う。

③宮崎市事務決裁規程の遵守を徹底するため、職員に対し本課の事務に関係する箇所を抜粋した文書を作成し周知した。今後は、当該規程を確認し、慎重に事務を行う。

①宮崎市財務規則第105条第1項により、契約保証金は納付が原則であり、例外規定として同条第1項各号があることを、担当者および決裁ルートにある者に周知徹底した。

また、審査・決裁時において添付・確認漏れがないようにチェック表を適宜作成するなど、チェック機能の強化を行った。

②

ア 宮崎市財務規則第105条第1項により、契約保証金は納付が原則であり、例外規定として同条第1項各号があることを、担当者および決裁ルートにある者に周知徹底した。

また、審査・決裁時において添付・確認漏れがないようにチェック表を適宜作成するなど、チェック機能の強化を行った。

イ 今後の契約については、予定価格と比較できる見積書などの根拠の資料を添付し、適正に執行する。

③過誤納額1,045円については、

行政財産目的外使用料（使用期間：令和２年１月６日～１月２６日）について、行政財産使用料条例第２条別表第１により算定した額にさらに誤って１００分の１１０を乗じた額を徴収していた。

【正】 $20,895 \text{ 円} (\text{日割 } 26 \text{ 日分}) \times 0.5 (\text{減免率})$
 $=10,447 \text{ 円}$

【誤】 $20,895 \text{ 円} (\text{日割 } 26 \text{ 日分}) \times 110/100 \times 0.5 (\text{減免率}) =11,492 \text{ 円}$

【意見】

（観光商工部）

①複数の課における行政財産目的外使用許可等に係る事務処理について、使用料の算定誤りや減免申請書の提出がないままに減免しているものなどの不備が散見された。

ついで、部内各課一丸となって、実効性の伴う研修等の充実により、職員の事務処理能力の向上を図り、行政財産目的外使用許可に係る事務の適正化に努められたい。

また、関連する条例・規則の複雑化に加え、許可数も多いことから職員の負担軽減を図る上でも効率的な事務処理ができるよう検討されたい。

②指定管理に係る事務処理について、前回の定期監査においても同様に指導してきたが、依然として改善されていない状況が見受けられる。条例の規定による基本協定書は指定管理の円滑な運営や事務を適正かつ効率的に遂行するために定められたものであることから、提出される書類については、内容の確認や精査を十分に行うよう努められたい。

相手方へ説明し、還付を行った（令和２年１０月１５日還付済）。

①行政財産目的外使用許可等に係る事務処理について、職員の事務処理能力向上のため、部内全職員を対象とした研修を実施した。今後は、関係法令の確認や書類チェックなど、事務の適正化を徹底する。なお、関連する条例・規則に改正があった場合は常に把握し、改正内容については所管課に対して確認を徹底する。

②指定管理に係る事務処理について、これまでの報告様式を、業務仕様書に示された報告事項に対応した事業報告書にあらためるよう、指定管理者に対して指導した。今後は、基本協定書や業務仕様書をふまえて、提出書類を十分に精査する。

令和 ３年 ２月 １日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正

